

里庄町



くらしの
ガイドブック

令和7年4月発行



里庄町

このガイドブックでは、里庄町にお住まいの方や
転入される方向けに主な制度を紹介しています。

里庄町にお住まいの方、転入をお考えの皆さまへ

里庄町では、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けて、子育て支援、高齢者福祉の充実、教育生活環境の整備など、皆さんのが安心して暮らしていけるよう努めています。

日々の暮らしの中で、手続きやごみの出し方など、「どうしたらいいのかわからない」と思ったことはありませんか。

「くらしのガイドブック」では、里庄町で生活していく中で必要な各種手続きや行政サービス、施設などをまとめて紹介しています。

ぜひ、日々の暮らしにお役立てください。



里庄町民憲章

1. 人を愛し、情味あふれる町をつくりましょう。
1. 家庭を愛し、健康で明るい町をつくりましょう。
1. 仕事を愛し、豊かな町をつくりましょう。
1. 伝統を愛し、文化のかおり高い町をつくりましょう。
1. 自然を愛し、みどり多い住みよい町をつくりましょう。

目次

里庄町の位置・概要	1
里庄町役場の業務時間（開庁日）	5
分館の活動	6
町営駐車場	7
防災	8
届出・証明	9
コンビニ・夜間交付サービス	16
パスポート	19
斎場	20
マイナンバーカード	20
国民年金	21
国民健康保険	23
後期高齢者医療	26
公費医療	27
介護保険	29
障がいのある方	31
各種健診・検診	32
児童手当・児童扶養手当	33
保育所	36
幼稚園・小学校・中学校	39
ごみ・リサイクル・飼い犬・町営墓地	42
空き家対策	46
上水道・下水道・浄化槽・し尿	49
タクシー料金助成事業	53
各種相談	54
その他の手続き	55
里庄町の主な施設	56
町内の医療機関	59
里庄町役場お問合せ先一覧（直通電話番号）	60
メモ	63

里庄町の位置・概要

里庄町は、岡山県の南西部に位置する町です。瀬戸内地方特有の温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、四季折々に町を彩る花々が、訪れる人の心を和ませています。

教育、文化の振興に積極的に取り組み、町内には図書館や文化ホールといった県下でも有数の施設が整っています。

JR山陽本線や国道2号も町の中心を通り、山陽自動車道の鴨方・笠岡インターチェンジも近く、県内外からのアクセスも良好です。

基本データ (R6.12.31 現在)

人口：10,880 人

世帯：4,662 世帯

面積：12.23 km²



町の年間行事（主なもの）

- 8月 夏まつり里庄
 - 9月 町民スポーツ交流大会
 - 11月 産業文化祭
 - 2月 健康まつり
 - ふれあいマラソン大会

■里庄町のイメージキャラクター～里ちゃん～



里ちゃん

プロフィール

町制施行50周年を記念して、平成12年6月号の広報紙でキャラクターマークと愛称が募集され、「里ちゃん」が誕生しました。

キャラクターマークは、里庄町の「S」の文字と、つばきの花を表現したもので、緑豊かで心ふれあう町の人々の笑顔や未来に向けて歩く様子が明るく、楽しく表現されています。

↓ 子どもたちにも大人気！



※里ちゃんの活動の様子や今後の活動予定は町ホームページで公開中！



■里庄まこもたけキャラクター～まこりん～



プロフィール

まこりんは、里庄中学校2年生が技術家庭科の授業でまこもたけの栽培を体験し、考案したデザインをもとに生まれました。

名前は、公募の結果、「まこりん」に決まりました。

まこりんは、里庄町の特産品「まこもたけ」の妖精です。里庄町の木「つばき」の葉っぱを食べすぎて、手と足がつばきの葉っぱと花になりました。

↓ 里庄まこもたけの普及活動に活躍中です！



※まこりんの活動の様子や今後の活動予定は町ホームページで公開中！



■里庄町出身の偉人

●小川郷太郎～商工大臣・鉄道大臣を歴任～

明治9年に村山菊蔵の子として生まれ、その後岡山で開業医であつた小川家の支援を受け東京帝国大学に進学。その頃小川家に養子に入り、小川郷太郎となりました。

大学卒業後は、京都帝国大学経済学部に迎えられ、財政学研究のためヨーロッパに6年間留学し、ドイツ、オーストリアなどで研究を重ねました。帰国後は京都帝国大学教授として教鞭をとる一方で、大正6年衆議院議員に当選しました。その後は大学の職を辞し、政治家として「財政通の小川」と称されるなど、その存在感を発揮しました。

昭和4年大蔵政務次官に任命、その後、商工大臣、鉄道大臣を歴任しました。また地元では、里庄駅の開設や産業経済の発展に寄与しました。

昭和18年ビルマ国最高顧問に任命となりましたが、昭和20年阿波丸事件で不慮の死を遂げました。



●仁科芳雄～日本の原子物理学の父～

仁科芳雄博士は、明治23年12月6日里庄町に生まれ、東京帝国大学工学部電気工学科を首席で卒業し、理化学研究所に入り、東京大学大学院に進学しました。大正10年からヨーロッパに7年間留学し、デンマークではノーベル賞受賞者で量子論の創始者、ニールス・ボア博士の指導を受け、有名な「クライン・仁科の公式」を完成させて世界的にも有名になりました。

その後はノーベル賞受賞者である湯川秀樹博士、朝永振一郎博士ら後進の指導に心血をそぎ、昭和13年には日本初のサイクロotronを完成しました。昭和26年1月10日、60歳で永眠されました。



●佐藤清明～日本で初めて妖怪辞典を出版した博物学者～

明治38年里庄町に生まれました。昭和5年頃から柳田国男、南方熊楠、牧野富太郎らと交流が始まり、昭和10年に日本で最初の妖怪事典『現行全国妖怪辞典』を出版しました。生物学の教師のかたわら、博物学者として植物学や動物学などの研究に取り組み、なかでも菊桜を実家に接ぎ木して戦禍から守ったことで、菊桜の保護・植樹につながりました。現在では毎年4月に県内各地で美しい花を咲かせています。また永年岡山県文化財保護審議会委員を務め、岡山県の文化財・天然記念物の指定や保護に尽力しました。



佐藤清明顕彰特設サイト

■里庄町指定文化財

江戸中末期の庄屋建築様式を踏襲した仁科芳雄博士生家をはじめ、高岡神社に奉納されている絵馬や、宮地八幡神社に奉納されている大原焼製狛犬一対、大原地区に約400年前から伝わる大原踊り、天満神社飛地に自生している推定樹齢340年以上のカゴノキが町の歴史を語り継ぐ重要な財産として町の文化財に指定されています。

また、令和元年には、江戸時代に浜中新田を干拓した平井祐仙とその一族の銘がある海月庵の宝篋印塔（ほうきょういんとう）が指定されています。



仁科芳雄博士生家



絵馬（高岡神社）



狛犬（宮地八幡神社）



宝篋印塔（海月庵）



大原踊り



カゴノキ（天満神社飛地）

問合せ先

教育委員会事務局 ☎0865-64-7212

■里庄町の特産品



●里庄まこもたけ

里庄町では、荒れた水田（耕作放棄地）を減らすために、平成21年度から、まこもたけの栽培実証実験を行い、平成23年度から生産者による本格的な栽培を始めました。「里庄まこもたけ」の知名度向上と特産品化を目指して様々な取組みを行っています。



まこもたけは、イネ科の多年草「マコモ」の茎に黒穂菌が付いてタケノコのように肥大化した部分です。アクやクセがなく、シャキシャキとした食感が特徴で、中華料理では高級食材として使われています。和洋中とどんな料理にも合います。

収穫時期は9月下旬～11月上旬です。

●里庄まこもたけひろめ隊

里庄まこもたけの応援団です。
里庄まこもたけを「食べる」、「友人知人に紹介する」といった活動に参加してみませんか？※あくまで自発的活動です。



問合せ先

農林建設課 ☎0865-64-7215

里庄町役場の業務時間（開庁日）

窓口業務時間（開庁日）は、月～金曜日の8:30～17:15です。土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉庁しています。

死亡届や婚姻届などの戸籍の届出は、業務時間外でも宿日直員が対応します。

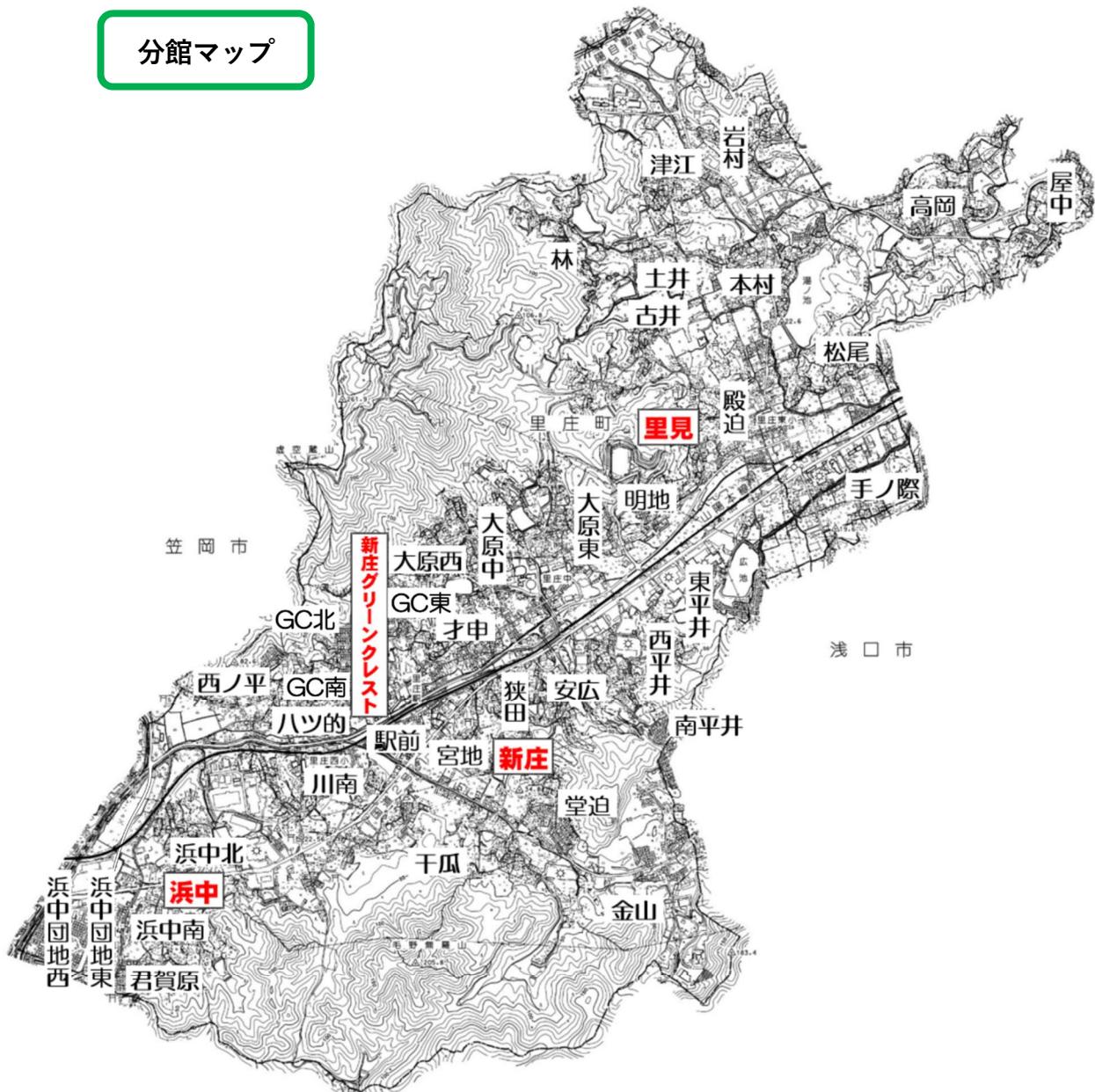
■庁舎フロアマップ



分館の活動

町内には、37の分館（自治会）があります。分館では、清掃活動や回覧板などのコミュニティ活動を行っています。

分館マップ



町営駐車場

里庄町では、里庄駅周辺5か所に町営駐車場を設営しています。通勤・通学などで駅周辺の駐車場をお探しの場合は、ぜひご利用ください。

■町営駐車場配置図



①駅前駐車場 ②駅裏駐車場 ③駅裏西駐車場 ④駅裏東第1駐車場 ⑤駅裏東第2駐車場

■料金表

名称	所在地	種類	使用料
①駅前駐車場	里庄町大字 新庄2863番地12	一時駐車 30台 ※うち身障者用1台	2時間まで 無料 2時間を超え3時間まで 200円 以後1時間を増すごとに 50円
②駅裏駐車場	里庄町大字 新庄671番地1	定期駐車 65台	1ヶ月(町内) 1,500円 1ヶ月(町外) 3,000円
③駅裏西駐車場	里庄町大字 新庄2891番地3	定期駐車 43台	
④駅裏東第1駐車場	里庄町大字 新庄2470番地1	一時駐車 22台	1日 100円
		定期駐車 45台	1ヶ月(町内) 1,000円 1ヶ月(町外) 2,000円
⑤駅裏東第2駐車場	里庄町大字 新庄2751番地20	一時駐車 44台	無料

※駐車できる車両の区分は、普通自動車、小型自動車および軽自動車です。

問合せ先 総務課 ☎0865-64-3111

防災

里庄町では、いざというときのために防災マップを作成しています。転入手続きの際に防災ハンドブックとともに配布しています。日常から、避難場所などを確認しておき、災害に備えましょう。

※町ホームページからダウンロードできます。



問合せ先 総務課 ☎0865-64-3111

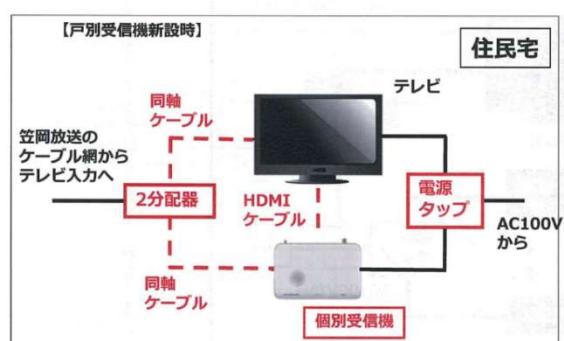
■災害情報伝達手段整備事業

●戸別受信機

里庄町では、希望するすべてのご家庭に避難情報などの緊急情報を伝達するための「戸別受信機」を設置しています。

設置および通信費などの費用は、すべて無料です。転入時にお渡ししている申請書と同意書を総務課に提出していただくか、町ホームページ

(URL:<https://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/2/5953.html>) または次の二
次元コードから電子申請によりお申し込みください。



●スマートフォン専用アプリ「防災サポ」

スマートフォン専用アプリも無料で導入していただくことが可能です。

スマートフォン専用アプリは、次の方法で導入することが可能です。

1 下の二次元コードを読み取り、手続きをする。

2 App StoreまたはPlayストアで「里庄町 防災サポ」で検索して、ダウンロードしてください。



iPhone用



Android用



問合せ先 総務課 ☎0865-64-3111

届出・証明

1 住民登録【窓口：町民課】

里庄町に住んでいることを届け出ることで、里庄町の住民基本台帳に記録され、里庄町民となります。

(1) 転入届（他の市区町村 → 里庄町）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

●持参物

- ・転出証明書（前住所地で交付）、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・介護保険受給資格証明書（前住所地で要介護認定済の方のみ）
- ・後期高齢者医療負担区分証明書（該当の方のみ）
- ・在留カードなど（外国人の方のみ）

●届出期間

里庄町へ転入した日から14日以内

●その他の手続き ※対象の方へ案内

- ・児童手当の申請（健康福祉課）
 - ・子ども医療費受給資格者証の交付申請（健康福祉課）
 - ・母子健康ガイド未使用受診券の交換手続き（健康福祉課）
- ※妊娠中または1歳未満のお子様の保護者で未使用受診券の交換が必要な方
- ・小学校、中学校、幼稚園の転入学（園）手続き（教育委員会）



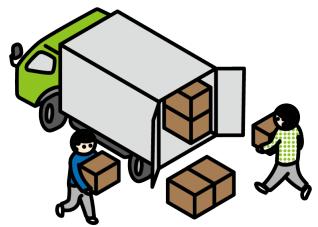
(2) 転出届（里庄村 → 他の市区町村）

●持参物

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・印鑑登録証（お持ちの方のみ）
- ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（加入者のみ）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ（お持ちの方のみ）
- ・子ども医療費受給資格者証（お持ちの方のみ）

※転出手続きが完了した時点で、転出証明書を交付しますので、その証明書を持って、転入先の市区町村で転入手続きを行ってください。

※住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方には転出証明書の交付はありません。



●届出期間

引っ越す前に手続きをしてください。

●その他の手続き ※対象の方へ案内

- ・児童手当の消滅届（健康福祉課）
- ・子ども医療費受給資格者証の喪失届（健康福祉課）
- ・小学校、中学校、幼稚園の転校（園）手続き（教育委員会）

(3) 転居届（里庄村内の住所異動）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

●持参物

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（加入者のみ）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ）
- ・後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ（お持ちの方のみ）
- ・子ども医療費受給資格者証（お持ちの方のみ）
- ・在留カードなど（外国人の方のみ）
- ・マイナンバーカード



●届出期間

引っ越した日から14日以内

●その他の手続き ※対象の方へ案内

- ・子ども医療費受給資格者証の変更届（健康福祉課）
- ・小学校、中学校、幼稚園の転入学（園）手続き（教育委員会）

※学区が変わる場合

(4) その他の住民異動届

世帯主変更、世帯分離、世帯合併、世帯構成変更の届があります。

(5) 住民票の写しの交付申請（請求）

代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。

本人または同一世帯の方が交付申請（請求）を行うことで、町民課で交付することができます。また、コンビニ交付にも対応しています（詳細はP.16～）

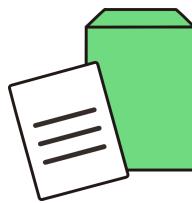
第三者からの請求の場合は、具体的な請求理由の記載が必要です。請求理由がプライバシーの侵害などにつながる場合は、交付をお断りする場合があります。

※通常は1枚に4人まで連記できる「世帯票」での交付ですが、変更の履歴や除票となつた方の住民票が必要な場合は、1枚に1人が記載される「個人票」を請求してください。

■交付手数料

住民票（世帯票）1通：200円

住民票（個人票）1通：200円 ※1枚に1人記載



問合せ先

町民課 ☎0865-64-3112

健康福祉課 ☎0865-64-7211（児童手当・子ども医療費関係）

☎0865-64-7232（介護保険関係）

教育委員会事務局 ☎0865-64-7212（小・中学校・幼稚園関係）

2 戸籍の届出【窓口：町民課】

届出の際には、窓口に来られた方の本人確認をマイナンバーカード、運転免許証やパスポートなどで行います。

※土日祝日・年末年始・業務時間外を除く



土日祝日・年末年始・業務時間外は宿日直員で受付し、お預かりします。

審査は翌開庁日に行います。審査後、届出人の方に連絡させていただく場合があります。

※記入内容などは届出前にご相談ください。

■戸籍に関する主な届出

内容	届出期間	届出する人	届出地	必要なもの
出生届	子が生まれた日から14日以内 ※生まれた日を1日目として起算	子の父または母	生まれたところ、本籍地または届出人の住所地（所在地）	・出生届 ※医師などの証明が必要 ・届出人の署名 ・母子健康手帳

内容	届出期間	届出する人	届出地	必要なもの
死亡届	死亡した事實を知った日から7日以内	①同居の親族・同居していない親族 ②同居者・家主・地主・家屋管理人など ※届出前に相談が必要	死亡したところ、死者の本籍地または届出人の住所地（所在地）	・死亡届 ※医師の診断書が必要 ・届出人の署名 ※届書受付の際に、火葬場（斎場）の使用手続きも併せて行います。
婚姻届	届け出た日から効力を生ずる	夫および妻になられる方	届出人の本籍地または住所地（所在地）	・婚姻届 ・届出人の署名 ・証人欄に成人2人の署名が必要
離婚届	協議離婚 届け出た日から効力を生ずる	夫および妻	届出人の本籍地または住所地（所在地）	・離婚届 ・届出人の署名 ・協議離婚の場合には、証人欄に成人2人の署名が必要
	裁判離婚 調停・和解などの成立日または審判・判決確定日から10日以内	申立人 ※期間内に届出をしないときは、相手方も届出可能		・裁判離婚の場合には、調停調書、審判書謄本などの裁判所からの書類

※このほか、養子縁組届、養子離縁届、転籍届、入籍届、認知届などがあります。

※不受理の申出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知）は、事前にご相談ください。

■交付手数料

戸籍謄抄本 1通につき450円

除籍謄抄本 1通につき750円

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

3 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付【窓口：町民課】

■印鑑登録の申請

(1) 登録申請窓口

町民課

(2) 印鑑登録できる方

里庄町に住民登録している15歳以上の方



(3) 登録できる印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている「氏名」、「氏」、「名」で表されているもの
※外国人住民の場合は「通称」でも可
- ・一边の長さが8mm以上25mm以下の正方形に収まるもの
- ・変形、き損しやすいものでないこと ※スタンプ印、ゴム印は不可
- ・同じ印鑑を他の方が登録していないこと

(4) 登録申請の際に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・印鑑登録申請書 ※申請書は窓口に置いています。
- ・マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の貼付された官公署発行の本人確認書類
- ・代理権通知書 ※代理人による申請の場合に必要です。

(5) 印鑑登録申請の手順

●本人による申請の場合

- ①窓口で申請手続きを行います。
 - ②照会（回答）書が住民登録している住所地へ送付されます。
 - ③回答書に必要事項を自署・押印のうえ、申請期限内に再度窓口へ申請します。
 - ④登録完了。印鑑登録証（カード）が交付されます。
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、上記②・③の手順を省略して、即日印鑑登録が完了し、印鑑登録証（カード）の交付が可能です。
- ・官公署発行の顔写真付き証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）で本人確認ができた方
 - ・里庄町に印鑑登録している方から、登録した印鑑で保証書を得た方

●代理人による申請の場合

やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面（代理権通知書）を添えて代理人による申請ができます。

代理人による申請の場合は、照会書にて本人の意思確認を行うため、即日の登録はできません。

- ①代理人が窓口で申請手続きを行います。
- ②照会（回答）書が住民登録している住所地へ送付されます。
- ③本人が回答書に必要事項を自署・押印のうえ、代理人が申請期限内に再度窓口へ申請。
- ④登録完了。印鑑登録証（カード）が代理人に交付されます。

■印鑑登録証を紛失したとき

印鑑登録証を紛失したときは、印鑑登録証亡失届の提出が必要です。なお、印鑑登録証がないと印鑑登録証明書の交付は一切できませんので、現在の印鑑登録を廃止して、新たに再登録する必要があります。※印鑑登録証の番号が変わります。

■印鑑登録を廃止するとき

次の場合は、印鑑登録を廃止する手続き（印鑑登録廃止申請書）が必要です。

- ・印鑑登録が不要になったとき
- ・登録している印鑑を紛失したとき

■印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証明書が必要な場合は、窓口で印鑑登録証明書交付申請書に記入のうえ、申請してください。また、コンビニ交付にも対応しています（詳細はP.16～）

●持参物

- ・印鑑登録証（カード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・代理人の本人確認書類 ※代理人申請

※印鑑登録証（カード）がない場合は、証明書の交付は一切できません。



※印鑑登録証（カード）

■交付手数料

1通につき200円

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

窓口での本人確認について お願い

第三者による住民票などの不正な取得や、住民異動などの虚偽の届出などが全国的に多発しており、里庄町でも皆さんの大切な個人情報を守るために、町民課窓口に手続きに来られた方の本人確認を実施しています。

手続きの際には、本人確認できる書類として、次の①～④のいずれかの書類を提示してください。また、代理人の場合も同様に本人確認できる書類と委任状などの代理権を確認できる書類を提示してください。

本人確認書類

- ① 官公署が発行した顔写真付きの証明書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
- ② 健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など
- ③ 民間機関などが発行した顔写真付きの証明書類…社員証、学生証など
- ④ その他書類で確認できない場合…本人確認票に記入していただきます。

（注）戸籍証明については、①がない場合は②から2点または②および③から各1点の書類が必要です。上記の書類がない場合は本人確認票に記入していただきます。

4 各種税証明【窓口：税務課】

■申請できる方

- ・本人または同一世帯の方
- ・委任されていることを証明できる書類をお持ちの代理の方

■申請時に必要なもの

- (1) 本人が申請する場合
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (2) 代理人が申請する場合
委任状、申請者（代理人）の本人確認書類
- (3) 相続人が申請する場合
相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）、申請者（相続人）の本人確認書類
- (4) 法人が申請する場合
代表者印または委任状（代表者印の押印があるもの）、申請者の本人確認書類
- (5) 銀行などで納税した直後に納税証明を申請する場合
上記のほかに、領収証書などをお持ちください。

■各種証明書および交付手数料

証明の種類		手数料／1通
1	所得・課税（非課税）証明書	200円
	納税証明書、完納証明書	200円
2	軽自動車の車検用納税証明書 ※小型二輪、三輪および四輪の軽自動車の車検では原則不要です。	無料
3	固定資産評価証明書（土地・家屋）	200円
4	固定資産公課証明書（土地・家屋）	200円
5	《閲覧》土地台帳、家屋台帳、名寄帳	100円
6	住宅用家屋証明書（租税特別措置法施行令第41条、第42条）	800円

■里庄町納税カレンダー

町税（料）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	種別割	全期											
町県民税	普通徴収			1期		2期		3期		4期			
	特別徴収（給与）	毎月の給与から天引き											
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
固定資産税		1期		2期					3期		4期		
国民健康保険税	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
介護保険料	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											
後期高齢者医療保険料	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
	特別徴収（年金）	偶数月支給の年金から天引き											

※各納期限は月の末日です。（ただし12月は25日です。）

各納期限の日が、土日祝日の場合は、翌開庁日が納期限の日です。

※原則第3木曜日は20時まで夜間納税窓口を開設していますので、ご利用ください。

■税金の納付方法

税金の納付方法は、納付書または口座振替です。

納付書納付の方は、コンビニ、スマートフォン決済、町が指定する金融機関でご納付いただけます。

口座振替を希望される場合は、町が指定する金融機関または税務課へ口座振替依頼書を提出してください。

口座振替が可能な金融機関

中国銀行、広島銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、笠岡信用組合、

晴れの国岡山農業協同組合、ゆうちょ銀行

問合せ先 税務課 ☎0865-64-3113



コンビニ・夜間交付サービス

(1) コンビニ交付サービス

コンビニエンスストアなどに設置のマルチコピー機でマイナンバーカード（個人番号カード）を使って住民票などの各種証明書が取得できます。

■利用できる方

里庄町に住民登録をされている方で、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバー

カードを持っている方

※コンビニ交付サービスでは、利用時に申請者本人であることを証明するために
暗証番号（4桁）の入力を行います。

■利用可能時間

6:30～23:00 ※メンテナンス時を除く

■取得できる証明書

住民票の写し	取得できる範囲は、本人のみ、同一世帯の全員または一部です。 ※マイナンバーと住民票コードは記載されません。
住民票記載事項証明書	取得できる範囲は、本人のみ、同一世帯の全員または一部です。 ※マイナンバーと住民票コードは記載されません。
印鑑登録証明書	印鑑登録されている方（本人のみ）が取得できます。
所得証明書	本人のみ取得できます。 ※町民税・県民税の税額は記載されません。
課税（非課税）証明書	本人のみ取得できます。 ※町民税・県民税の税額も記載されます。

■手数料

1通につき200円

■利用できる店舗

コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機を設置している店舗に限ります。

マルチコピー機のタッチパネルでメニュー中から「行政サービス」を選択してください。

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112（住民票、印鑑登録証明書）
税務課 ☎0865-64-3113（所得証明書、課税証明書）

（2）証明書の電話予約・夜間交付サービス

通常、住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明などの証明書類は、役場開庁時間（平日8:30～17:15）に窓口での申請・交付となっていますが、利便性向上のため、毎週月～金曜日（役場閉庁日を除く。）の8:30～17:00の間に電話で予約をしていただくことにより、当日分に限り、証明書類を20:00まで役場窓口にて受け取ることができます。

なお、予約の電話は受け取りに来る方がかけてください。受取人本人または同一世帯の

方の証明書を受け取ることができます。

■電話予約できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税（非課税）証明書、
固定資産評価・公課証明書、納税証明書、完納証明書

■電話予約できる方

受け取りに来る方 ※本人または同一世帯の方に限ります。

■電話予約サービスの流れ

- ① 来庁当日（平日）の8:30～17:00の間に、町民課または税務課へ証明書を受け取りに来る方が電話して、誰が、誰の、どのような証明書を何通、いつごろ受け取りに来るかを伝えてください。※印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証の番号も必要です。
- ② 来庁して交付申請書に記入し、本人確認書類による確認後、証明書を受け取り、交付手数料を支払ってください。

■受取時に必要なもの

証明書類	交付手数料	本人が受け取る場合	同一世帯の方が受け取る場合	問合せ先
住民票の写し	200円／通	本人確認書類	代理人の本人確認書類	町民課 0865-64-3112
印鑑登録証明書	200円／通	印鑑登録証 本人確認書類	本人の印鑑登録証、代理人の本人確認書類	
所得・課税(非課税)証明書 固定資産評価・公課証明書 納税証明書 完納証明書	200円／通	本人確認書類	代理人の本人確認書類 ※町外在住の方は、同一世帯であることが証明できるもの	税務課 0865-64-3113

※本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの書類で、氏名、生年月日、住所などが確認できるもの（P.14参照）

予約先・問合せ先

町民課 ☎0865-64-3112（住民票、印鑑登録証明書）

税務課 ☎0865-64-3113（税証明書）



パスポート

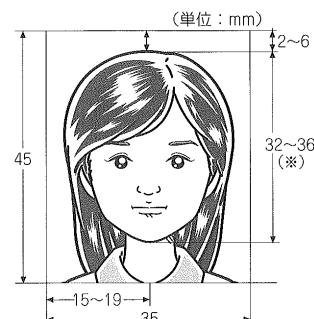
パスポートの申請・交付は、町民課窓口で行っています。

なお、パスポートの住所変更については届出の必要はありません。

※マイナポータルからもパスポートの申請ができます。交付は、町民課窓口で行います。

■申請に必要なもの

- ・一般旅券発給申請書 1通 ※申請書は町民課窓口にあります。
※5年用、10年用があります。未成年の方は5年用のみ申請できます。
- ・戸籍謄本 1通 ※発行日から6か月以内のもの
※有効期限内のパスポートをお持ちの場合は、戸籍謄本は省略できます。
- ・写真 1枚
正面向き、無帽、無背景、縁なし、影なしで6か月以内に撮影されたもの ※カラー・白黒のどちらでも可
- ・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ・パスポート（現在お持ちの方のみ）※期限切れでもお持ちください。



※顔の寸法は、頭頂からあごまでです。

■受付時間

月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く。

■手数料（パスポート交付時に必要）

種別	手数料
10年用パスポート（18歳以上）	窓口申請 … 16,300円 オンライン申請 … 15,900円
5年用パスポート（12歳以上）	窓口申請 … 11,100円 オンライン申請 … 10,900円
5年用パスポート（12歳未満）・残存有効期間同一	窓口申請 … 6,300円 オンライン申請 … 5,900円

■申請から交付までの期間

土・日・祝日を除いて11日間必要です。

※16時以降に申請を受理した場合は、土・日・祝日を除いて12日間必要です。

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

斎場

3市2町で井笠広域斎場（笠岡市走出3057-45）を運営しています。

死亡届を受け付けた際に、火葬許可証・斎場使用許可証（井笠広域斎場の場合）を交付します。なお、死亡者が里庄町に住所を有する場合は、町が火葬場使用料（火葬炉使用料）を補助します。

※待合室や靈安室使用の場合またはペットの火葬の場合は使用料が必要です。



問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

井笠広域斎場 ☎0865-65-1428

マイナンバーカード

マイナンバーカード（個人番号カード）は、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と顔写真が記載されています。マイナンバーカードを取得すると、本人確認のための身分証明書や健康保険証（マイナ保険証）として利用できるほか、電子証明書を搭載した場合は、e-Tax（イータックス）などの電子申請などに利用することができます。

■申請できる方

本人または法定代理人 ※15歳未満の方は法定代理人

■申請から交付まで

- ①申請 ※郵送またはオンライン申請
- ②役場からご自宅あてに「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」を郵送
※申請から約1か月後に郵送します。
- ③次のものをお持ちのうえ、町民課窓口にて受け取り ※必ずご本人がお越しください。
 - ・マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書
 - ・本人確認書類
 - ・通知カード
- ④受け取りの際に、暗証番号を設定
※生年月日や電話番号などの他者に類推されやすいものは避けてください。



■申請に必要なもの

- ・申請書
- ・パスポートサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）の写真1枚
※正面向き（肩口まで写っているもの）、無帽、無背景、縁なし、影なしで6か月以内に撮影されたもの。
- ※役場でオンライン申請することもできます。役場で写真撮影が可能です。

■有効期間

18歳以上の方は、カードが発行されてから10回目の誕生日まで

18歳未満の方は、カードが発行されてから5回目の誕生日まで

※永住者および特別永住者以外の外国人の方は異なります。

■各種届出

紛失、再交付、転居、氏名変更などがあった場合は、お問い合わせください。

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

国民年金

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。

■加入

20歳になると、国民年金への加入が義務づけられます。学生や自営業の方、お勤めをされていても勤務先で厚生年金（共済年金）に加入していない方は国民年金への加入が必要です。

加入種別	対象者
第1号被保険者	自営業や学生の方
第2号被保険者	会社員や公務員の方
第3号被保険者	会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方

■届出

次のような場合は14日以内に届出が必要です。必要書類をお持ちのうえ、手続きを行ってください。

●会社などをやめたとき

年金手帳、離職票（社会保険資格喪失証明書）

●住所または氏名が変わったとき

年金手帳

●海外に居住するとき・海外から帰国したとき

年金手帳

●会社に就職して第2号被保険者になったとき

年金手帳、新しく作成された健康保険の資格確認書、マイナ保険証

■国民年金保険料

第1号被保険者または任意加入者が納める国民年金保険料は、日本年金機構から直接納付書が送付され、全国の金融機関などを通じて納付します。保険料は、年齢、性別、収入に関わらず全国一律の金額です。

令和7年度国民年金保険料：月額17,510円

■保険料の免除制度

●申請免除

国民年金保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予）制度があります。

- ・本人・配偶者・世帯主の前年所得の審査があります。
- ・免除の期間は、7月分から翌年6月分までです。
- ・4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、減額された保険料を納付しないと免除は無効（未納と同じ）ですのでご注意ください。

●法定免除

生活保護法による生活扶助や障害基礎年金（2級以上）を受けている方は、国民年金法で定められた免除規定に該当するため、免除該当届の提出が必要です。

●学生納付特例制度

学生で所得が少ないために国民年金保険料の納付が難しいときは、学生納付特例制度があります。

被保険者が国民年金法で定める学生の場合は、申請をして認められると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、4月～翌年3月です。

※一部この制度の対象とならない学校があります。

※納付特例期間は、年金の受給資格期間ですが、追納しない限り、老齢基礎年金額の計算には入りません。

※学生納付特例の申請は毎年必要です。

●若年者納付猶予制度

学生以外で20歳代の所得の低い若者に対し、申請により保険料を後払いできる制度です。承認は年度（7月～翌年6月）ごとに行います。一度申請をされますと、毎年度自動的に審査され、必要な要件を満たす場合は引き続き承認されます。



■年金の給付

●老齢基礎年金

満65歳から受け取る年金で、40年間保険料を納付した場合に満額を受け取ることができます。

●障害基礎年金

国民年金加入中の病気やケガなどが原因での障がいにより支給されます。



●遺族基礎年金

国民年金加入者が亡くなつて、残された子のある妻、子に支給されます。

※それぞれ、加入年数や保険料の納付期間などの要件があります。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問合せ先

町民課 ☎0865-64-3112

倉敷西年金事務所 ☎086-523-6393

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)



国民健康保険

国民健康保険（国保）には、会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入します。国保は里庄町が保険者となり運営しています。

病気やケガなどで医療費を負担しなければならないときに、お互いが助け合うために所得や国保加入者数に応じた保険税を出し合い、医療費の負担を軽くする制度です。

■国保に加入するとき、やめるとき

届出は14日以内に行うことが必要です。また、届出の際には本人または代理人の本人確認書類をお持ちください。（P.14参照）

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	転入したとき	転出証明書
	会社などの健康保険をやめたとき	離職票 (社会保険資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	出生届
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	転出したとき	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
	会社などの健康保険に加入了したとき	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ、健康保険の資格確認書、マイナ保険証
	生活保護を受け始めたとき	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡届、国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
その他	住所・氏名が変わったとき	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯を一緒にするときまたは分けるとき	国保の資格確認書または資格情報のお知らせ

※国保への加入の届出が遅れると、資格証明ができないため、その間の医療費は全額自己負担となります。また、国保に加入したときに、加入資格を得た時点まで遡って国民健康保険税を納めていただきます。

※会社などの保険に加入した場合の切り替えの手続きが遅れると、手続きを行うまでの国民健康保険税を納めていただきます。なお、届出があった時点で国民健康保険税を再計算して還付します。

■療養の給付

病気やケガで受診するとき、国保の資格確認書またはマイナ保険証などを医療機関などへ提示すれば医療費の2割～3割（一部負担金）を支払うだけで受診できます。

- ・満18歳の3月31日以降満70歳に達するまで：3割負担
- ・満70歳以上満75歳未満：2割または3割負担

※所得によって負担割合が異なります。

※0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子様は、子ども医療費助成制度をご利用ください。



■国民健康保険税（国保税）

●国保税の決め方

国保税は世帯内における75歳未満の被保険者全員の所得割額、均等割額および平等割額を合計したもので、加入期間により月額計算されます。

区分	内容
所得割額	被保険者ごとに「前年中の所得金額－基礎控除（43万円）」×税率
均等割額	被保険者1人あたり一定の金額がかかります。
平等割額	被保険者の数にかかわりなく、1世帯あたり一定の金額がかかります。
賦課限度額	1世帯あたり賦課限度額を超えて課税されることはありません。

※税率については町のホームページをご覧ください。

※国保税には医療分（基礎課税額）、支援分（後期高齢者支援金等課税額）

および介護分（介護納付金課税額）に分かれています。介護分のみ40歳以上65歳未満の方が対象です。



●国保税の軽減について

- ・所得が低い方は、世帯の状況に応じて国保税（均等割額・平等割額）の軽減措置が受けられる場合があります。また未就学児の方も同様の軽減措置が受けられます。
- ・後期高齢者医療制度に移る75歳以上の方と世帯を同一とする74歳以下の被保険者となる方は負担が急に増えないように各種の軽減措置が受けられます。
- ・出産する予定または出産した被保険者の国保税（所得割額・均等割額）について一定の期間、軽減措置が受けられます。
- ・倒産や解雇などの事業主の都合で離職した方が国保に加入した場合、国保税の軽減を受けられる場合があります。

●国保税の納め方

国保税を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税を納付する義務は世帯主にあります。里庄町から送付される納付書または口座振替で納付していただきます。

●国保税を滞納すると…

国保税の未納が長期間続くと保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

①未納があると督促状などが送付されます。

②1年以上滞納すると…

医療費の支払いをいったん全額自己負担いただきます。

③1年6か月以上滞納すると…

保険給付が一時差し止められます。

差し止められた保険給付額が滞納した国保税に充てられる場合もあります。

問合せ先

町民課 ☎0865-64-3112（資格・給付）

税務課 ☎0865-64-3113（国保税）

後期高齢者医療



後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する高齢者の医療制度で、県内すべての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と協力して運営しています。

■手続き

区分	必要なもの
満75歳以上の方	手続き不要 ※誕生日の前月までに資格確認書または資格情報のお知らせを郵送
満65歳以上で障害認定を受けるとき	障がいの状態がわかる書類（身体障害者手帳など）
県外から転入したとき	負担区分の証明書、障害認定証明書 ※前住所地の市町村で交付
県内の他市町村から転入したとき	後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ

■資格確認書または資格情報のお知らせ

後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。

■医療費の負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の方は1割負担、現役並み所得以外で前年の所得が200万円以上の方は2割負担、現役並み所得者の方は3割負担です。

■保険料

保険料は全員が納めます。これまで保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被扶養者だった方も保険料を納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割

額の合計です。

※所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料の均等割額の軽減措置が受けられる場合があります。

保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。詳しくは岡山県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



問合せ先

町民課 ☎0865-64-3112（資格・給付）

税務課 ☎0865-64-3113（保険料）

岡山県後期高齢者医療広域連合 ☎086-245-0090

公費医療

■子ども医療費

18歳までの子どもを対象に、医療機関を受診する際に保険適用診療分について、自己負担の支払いが不要です。



●対象者

里庄町に住民登録のある18歳までの子ども ※18歳になる年の年度末まで

●手続き

対象となる子どもの健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちのうえ、健康福祉課で受給資格者証の申請手続きを行ってください。

■障がい者医療費

一定の障がいがある方に対して、医療費の一部を助成する制度です。

世帯の所得に応じて月の負担上限額が定められます。



●対象者

里庄町に住民登録のある一定の障がいのある方

- ・身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ・療育手帳のA判定を所持している方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の両方を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療（精神通院）受給者証の両方を所持している方

※ただし、65歳以上で上記の資格を取得した場合は対象となりません。

※本人および扶養義務者の所得制限があります。

●手続き

障害者手帳、健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯全員分）、課税・非課税証明書（対象の方）をお持ちのうえ、健康福祉課で受給資格証の申請手続きを行ってください。

受給資格証の発行後は、毎年更新手続きが必要です。

■ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭などで子どもを養育している方と子どもの医療費の一部を助成する制度です。

世帯の所得に応じて月の負担上限額が定められます。



●対象者

里庄町に住民登録のある18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の方
※所得税が非課税の方に限ります。

●手続き

健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、戸籍謄本、課税・非課税証明書、在学証明書をお持ちのうえ、健康福祉課で受給資格証の申請手続きを行ってください。受給資格証の発行後は、毎年更新手続きが必要です。

※健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせは、世帯全員分をご用意ください。

※戸籍謄本は、里庄町以外に本籍地がある場合に必要です。

※課税・非課税証明書は、対象の方のものをご用意ください。

※在学証明書は、申請年度に児童が18歳年齢到達の場合に必要です。

問合せ先 健康福祉課 ☎0865-64-7211

介護保険

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する制度です。

■加入者（被保険者）

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	満65歳以上の方	満40歳～満64歳以下の医療保険に加入している方
保険給付の対象者	入浴や食事などの日常生活動作で介護が必要になった方	16種類の病気（特定疾病）によって介護が必要になった方
介護保険料の決め方	所得に応じて13段階に設定	報酬額に比例した負担
介護保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none">年金額が18万円以上（月額1万5千円以上）の方は原則として年金から天引き（特別徴収）その他の方は、納付書または口座振替で支払い（普通徴収）	加入している医療保険の保険料と合わせて納付

■介護サービスの利用

介護保険のサービスを利用するためには、健康福祉課で要介護認定の申請を行い、認定を受けることが必要です。

① 要介護認定の申請

申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書 ※健康福祉課窓口にあります。
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）



② 要介護認定

認定調査員が訪問し、心身の状況に関する聞き取り調査をします。

主治医から医師の意見書を取り寄せ、認定調査結果と主治医意見書から介護認定審査会において要支援・要介護などの判定を行います。

③ 結果の通知

審査会の結果をもとに、認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付します。

④ 介護サービスの選択

認定を受けた方は、次のサービスを利用することができます。

- ・要介護 1～5 → 介護サービス ※居宅サービスまたは施設サービス
- ・要支援 1・2 → 介護予防サービスまたは総合事業
- ・非該当（自立） → 一般介護予防事業

■サービスの利用料

- ・所得に応じて費用の1割、2割または3割を負担いただきます。
- ・施設利用の場合は、利用料のほかに食費、居住費および日常生活費が必要です。
※介護予防サービス、居宅（在宅）サービスは、要介護度に応じて利用できる限度額が決められています。
※限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分を全額自己負担いただきます。

■介護保険料（65歳以上の方）

65歳以上の方の介護保険料は、町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や前年の所得などに応じて決められます。詳しくはホームページをご覧ください。

※介護保険料額は、3年ごとに見直されます。



■介護保険料の納め方

年金を受給されている方は、年金から保険料を天引きする特別徴収が原則ですが、特別徴収が始まるまでに少なくとも6か月の期間を要します。それまでは里庄町から送付される納付書または口座振替により納付していただきます。（普通徴収）

※災害などにより財産を失ったり、著しい損害を受けたり、収入が著しく減少したときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

■保険料を滞納すると…

特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止められたり、利用したサービス費用の利用者負担割合が3割または4割になる措置がとられたりします。

問合せ先

健康福祉課 ☎0865-64-7232（資格・給付・相談）

地域包括支援センター ☎0865-64-7232（相談・マネジメント）

税務課 ☎0865-64-3113（保険料）

障がいのある方



■障害者手帳

福祉制度や各種サービスを利用するためには必要なものです。

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度などによって1級から6級までに区分されています。

●療育手帳

知的に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度などによってA（最重度～重度）またはB（中～軽度）に区分されています。ただし、都道府県によっては手帳の名称や区分表示が異なる場合があります。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1級から3級までに区分されています。

※住所を変更した際には、各種手帳の住所変更手続きが必要です。

■障害福祉サービス

障がいのある方が、その障がいの程度の区分により、介護や訓練などの福祉サービスを受けることができます。

福祉サービスを利用するには、支給申請をして支給決定を受ける必要がありますので、ご希望の方はご相談ください。

■その他のサービス

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、補装具費の支給、日常生活用具費の給付などのサービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

■相談窓口

サービスや福祉制度に関することなど、健康福祉課・里庄町社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所「HAPPYクローバー」または笠岡市・里庄町相談支援センターへお気軽にご相談ください。

問合せ先

健康福祉課 ☎0865-64-7232

里庄町社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所「HAPPYクローバー」

☎0865-75-0355

笠岡市・里庄町相談支援センター ☎0865-69-2030

各種健診・検診

■健康診査（健診）・検診

健診・各種検診については、年度の当初に地区の愛育委員からけん診案内を配布します。

- 特定健康診査
- 後期高齢者健康診査
- 30歳代の健康診査
- 骨粗しょう症検診
- 腹部超音波検診
- 胃がん検診（X線、内視鏡）
- 大腸がん検診
- 前立腺がん検診
- 肝炎ウイルス検査
- 胸部（結核・肺がん）検診
- 子宮頸がん・乳がん検診（マンモグラフィ検診・乳房超音波検診）
- 胃がんABC検診（ピロリ菌検査）
- 歯周病検診、後期高齢者歯科健診



※事前予約が必要な場合がありますので、ご注意ください。

■子どもの健診

次の健診を実施しています。対象の方へはご案内を送付します。

健診の日程は、広報紙や里ちゃん子育てアプリなどでお知らせします。

- 乳児健診*
- 1歳児健診・1歳6か月児健診*
- 2歳児歯科健診・2歳6か月児歯科健診
- 3歳児健診*
- 4歳児歯科健診



※*の健診の問診票は里ちゃん子育てアプリで記入をお願いします。

それ以外の健診は従来どおり紙の問診票へ記入をお願いします。

里ちゃん子育てアプリ

健診や子育てイベント情報を配信しています。他にも乳幼児健診の問診入力機能や妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や出産・育児に関するアドバイスの提供、予防接種スケジュールの管理などの機能があります。

アプリは次の二次元コードからインストールできます。



iPhone用



Android用



■妊産婦の健診

妊娠届出時に母子健康手帳とともに妊婦一般健康診査等依頼票、妊婦歯科健診受診票および産婦健診受診票を交付しています。

- 基本健診：14回
- 血液検査：2回
- 超音波検査：4回
- クラミジア抗原検査：1回
- 歯科健診：1回
- B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査：1回



※既に母子健康手帳の交付を里庄町以外で受けており、里庄町に転入された方は、母子健康ガイドの未使用受診券を交換させていただきます。

※助産所や里帰りなどで県外の医療機関（町が契約していない医療機関）を利用する場合は、町が定める額を上限として健診費用が償還払いされます。妊婦歯科健診は、町内歯科医療機関の受診に限ります。助産所や県外の医療機関で受診された方は、申請書に記入のうえ、医療機関発行の領収書、受診券を添えて申請してください。

問合せ先 健康福祉課 ☎0865-64-7211

児童手当・児童扶養手当

① 児童手当

児童手当は、児童の家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。



■対象者（受給者）

高校生年代までの児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童）を養育している保護者で次の(1)および(2)に該当する方

- (1)父または母で、世帯の生計維持者
- (2)里庄町に住民登録のある方

※公務員の場合は勤務先から支給されます。

※両親ともに収入がある場合は、原則として恒常に収入の高い方となります。

■認定請求

児童手当認定請求書に次の書類を添えて提出してください。

※(1)・(2)の取得に時間のかかる場合は先に認定請求書を提出してください。(1)・(2)の提出があるまで保留扱いとします。

(1)国民年金以外の方は健康保険の資格確認書のコピーまたは年金加入証明書（勤務先証明）

(2)児童が里庄町以外に住民登録がある場合は、その児童の属する世帯全員の住民票

(3)通帳

※振込先（受給者名義）の金融機関・支店・口座種別・口座番号が記載されたもの

児童手当は請求の翌月から支給します。

※転入の場合は転出予定日、出生の場合は出生日から15日以内に請求すれば、月をまたがっていても、転出予定日、出生日の翌月から支給します。

■額改定請求（増額・減額）

2人目以降のお子様が生まれたら児童手当額改定認定請求書を提出してください。

児童手当は請求の翌月から増額します。

※出生の場合は出生日から15日以内に請求すれば、月をまたがっていても、出生日の翌月から増額します。

■受給事由の消滅

次に該当する場合は、受給事由消滅届を提出してください。

(1)児童の生計を維持しなくなった場合

(2)児童を監護しなくなった場合

(3)児童が死亡した場合

(4)受給者が里庄町外へ転出した場合 ※転出先の市区町村で受給してください。

(5)受給者が公務員となった場合 ※勤務先で受給してください。

■支給手当額

	第1子	第2子	第3子以降
0歳～2歳	15,000円	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	10,000円	30,000円
	第1子	第2子	第3子以降
中学生	10,000円	10,000円	30,000円
高校生年代	10,000円	10,000円	30,000円
大学生年代	多子加算の対象として子の人数のカウントに含むことができますが、手当の支給はありません。		

※高校生年代とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子

※大学生年代とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの子

※大学生年代は、進学、就労等にかかわらず、22歳年度末までの子について親等の経済的負担がある場合に、制度上の多子加算のカウント対象となります。

※4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回、前月分までの手当額を振り込みます。

※里庄町へ転入の際には、転入届と併せて手続きします。

問合せ先 健康福祉課 ☎0865-64-7211

② 児童扶養手当

両親の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。離婚などで、18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまで（一定の障がいがある場合は20歳になる前日）の期間にある児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育している方（児童と同居し、監護し生計を維持している方）に支給されます。ただし、支給には所得制限があります。

問合せ先 健康福祉課 ☎0865-64-7211

保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などのために、日中ご家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって心身ともに健やかに育成する児童福祉施設です。

保育所は国が定める基準に基づいて運営されています。



■入所の要件

里庄町に在住し、かつ、保護者が次のような事情により日中ご家庭で保育できない場合に入所できます。同居の家族の方がお子さんの保育をできる場合には入所できません。

(1)保護者が仕事（月48時間以上）をしている場合

※産休・育休中の方は復帰予定月の前月から入所可能

(2)死亡、行方不明、拘禁などの理由で保護者がいない場合

(3)保護者が病気、妊娠・出産、その他疾病・心身に障がいがある場合

※出産の場合は、予定月を挟んでその前後2ヶ月ずつが限度

(4)保護者が、病気の方などの看護や介護をしている場合

(5)火災・風水害・地震などの災害で、家を失ったり破損し、その復旧

の間児童の保育ができない場合

(6)保護者がこれから仕事を始める場合

※入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出ができることが要件

(7)その他どうしても家庭で保育できない事情がある場合



■入所申込み

●4月1日からの入所

毎年11月中に新年度の入所申込みの受付を行っています。毎年の募集日程などは広報紙や回覧、町ホームページでお知らせします。

●年度途中の入所

保育所の定員に余裕がある場合にのみ年度途中の入所が可能です。利用開始希望月の前々月の15日までに申請してください。

※保育所の入所状況（空き状況）などは、事前に町ホームページでご確認ください。

※提出が必要な書類などの詳細は、町ホームページをご確認ください。

■町内の保育所

保育所		住所	電話番号	定員	開所時間	入所可能 月年齢
私立	かすみ保育園	里庄町大字 新庄1110	0865- 64-2204	200人	7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00	3か月～
私立	里見保育園	里庄町大字 里見7701-1	0865- 64-2266	120人	7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00	6か月～

■保育料

保育所の運営に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国・県・町がその不足分を負担しています。

保育料は、児童福祉法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税の課税状況に応じて決まり、一律ではありません。※生活保護世帯は免除されます。

なお、幼児教育・保育の無償化に加え、町独自の施策として、0歳から2歳の子どもの保育所などにおける2人目以降の保育料を無料としています。(P.38参照)

令和7年度保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	市区町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市区町村民税のうち均等割のみの課税世帯	15,000円	0円
第4階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円未満の世帯	17,000円	0円
第5階層	市区町村民税のうち所得割の額が48,600円以上52,200円未満である世帯	19,000円	0円
第6階層	市区町村民税のうち所得割の額が52,200円以上69,000円未満である世帯	27,000円	0円
第7階層	市区町村民税のうち所得割の額が69,000円以上97,000円未満である世帯	29,000円	0円
第8階層	市区町村民税のうち所得割の額が97,000円以上169,000円未満である世帯	39,000円	0円
第9階層	市区町村民税のうち所得割の額が169,000円以上301,000円未満である世帯	44,000円	0円
第10階層	市区町村民税のうち所得割の額が301,000円以上である世帯	44,000円	0円

※所得割の額は保護者の所得割の額の合計額です。

※所得割の額は住宅取得控除および配当控除などの税額控除の適用を受ける前の額です。

※4月から8月までは前年度市区町村民税の額、9月以降は当該年度市町村民税の額をもとに階層区分を決定します。

○保育料の減免

- ・3歳以上の児童または3歳未満の児童のうち非課税世帯の児童の保育料は無料です。
- ・保護者が扶養する第3子以降の3号認定子ども（0～2歳）の保育料は無料です。
- ・所得割の額が57,700円未満の世帯について、第2子は半額、第3子以降は無料です。
- ・同一世帯から2人以上の児童が幼稚園または保育所などに入所している場合で、2人目以降が保育所に入所している場合は、2人目以降の保育料は無料です。
- ・母子世帯などで、第2階層から第6階層および第7階層のうち市区町村民税の所得割の額が77,101円未満に該当する世帯などの保育料は無料です。
- ・町内保育所で就労する保育士（町民のみ）の子どもの保育料は無料です。

問合せ先 健康福祉課 ☎0865-64-7211

幼稚園・小学校・中学校

①幼稚園

幼稚園は、町立の東幼稚園、西幼稚園の2園があります。
子どもたちの、のびのびと健やかな成長を願って、自由な空気に包まれた幼児教育を行っています。



■町内の幼稚園

幼稚園名		所在地	電話番号	保育時間
町立	里庄東幼稚園	里庄町大字 里見6606-3	0865-64-2379	8:30～15:00 ※水曜日は8:30～11:40
		里庄町大字 新庄5774	0865-64-2202	8:30～15:00 ※水曜日は8:30～11:40

■入園

町内在住の4・5歳児を対象に、毎年、園児を募集します。
毎年11月中に次年度の入園申込みの受付を行っています。募集日程などは広報紙や回覧でお知らせします。

■幼稚園保育料

無料 ※給食費・PTA会費・教材費など、その他諸費用がかかります。

■年度途中の入園手続き

教育委員会事務局へご相談ください。

■預かり保育

町立幼稚園の在園児を対象とした預かり保育を行っています。

利用区分		利用時間		利用料	おやつ代
通常利用	通期	平日 登園日	降園後～18:00	無料	1,000円／月 +1,500円／夏休み (13,500円／年)
		長期 休業日	8:00～18:00		
	長期休業日 のみ	8:00～18:00	無料	1,000円／春休み 3,000円／夏休み 1,000円／冬休み	
一時利用	平日登園日	降園後～17:00	350円／日	50円／日	
	長期休業日	8:00～17:00	350円／日	100円／日	

- ・**通常利用**：保護者の就労、妊娠・出産または疾病などの理由により、家庭での保育が断続的に困難となり、保育が必要となる場合
 - ・**一時利用**：保護者の傷病または行事への参加などの理由により、家庭での保育が緊急または一時的に困難となり、保育が必要となる在園児が、1日単位で利用する場合
- ※詳細は、教育委員会事務局へお問い合わせください。

問合せ先 教育委員会事務局 0865-64-7212

②小学校

小学校は、町立の東小学校、西小学校が2校あります。
両学校には大食堂を完備し、給食時には全校児童が集まって会食するなど、ふれあいや人格形成に役立つユニークなプログラムが取り入れられており、全国でも注目されています。



■町内の小学校（学区）

小学校名		所在地	電話番号	通学区域
町立	里庄東小学校	里庄町大字里見6610	0865-64-2013	里見、新庄（一部）
町立	里庄西小学校	里庄町大字新庄5534	0865-64-2012	浜中、新庄、里見（一部）、新庄グリーンクロスト

■入学

入学通知は、毎年1月末日までに該当する町内在住の年長児の保護者の方へ送付します。入学の前年には、教育委員会が行う就学時健康診断を必ず受けてください。

■転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会事務局へ届け出てください。

町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として、通学区域以外の学校へは就学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への就学を希望する場合は、区域外就学などの申請が認められる場合がありますので、教育委員会事務局へご相談ください。

■放課後児童クラブ（学童保育）

クラブ名	所在地	電話番号	受入児童
きらきらクラブ (里庄東小学校)	里庄町大字 里見6610	0865-64-7101	小学校1～6年生
パンダクラブ (里庄西小学校)	里庄町大字 新庄5534	0865-64-5852	小学校1～6年生

※利用定員があります。また、利用にあたっては利用料などがかかります。

※詳細は、各クラブへお問い合わせください。

問合せ先 教育委員会事務局 ☎0865-64-7212

③中学校

中学校は、町立の中学校が1校あります。



里庄中学校では、青少年赤十字（JRC）に加盟し、「気づき、考え、実行する」をスローガンに、様々な活動を通して、友好親善の精神を養う教育が実施されており、生徒の可能性を大きく広げていきます。

■町内の中学校

中学校名	所在地	電話番号	通学区域
町立 里庄中学校	里庄町大字里見2535	0865-64-2004	町内全域

■入学

教育委員会事務局から毎年1月末日までに、小学校6年生全員の保護者の方へ入学通知書を送付します。

■転入学手続き

町民課で転入の手続きを済ませた後、教育委員会事務局へ届け出てください。

里庄町では、居住地により通学する学校を指定しており、原則として、通学区域以外の学校へは就学できません。ただし、やむを得ない事情があり、指定された学校以外への就学を希望する場合は、区域外就学などの申請が認められる場合がありますので、教育委員会事務局へご相談ください。

問合せ先 教育委員会事務局 ☎0865-64-7212

ごみ・リサイクル・飼い犬・町営墓地

■ごみの出し方

家庭ごみは、各分館のごみステーションへ出していただくことで、収集日に収集を行います。収集日は「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」をご確認ください。なお、ごみステーションの場所などは、各分館の分館長、大家（アパートに入居されている方）などへご確認ください。

燃えるごみ、燃えないごみは、必ず町指定のごみ袋で出してください。

区分	大きさ	販売価格（税込）
燃えるごみ (黄色の袋)	45リットル	225円／10枚
	30リットル	150円／10枚
	20リットル	100円／10枚
燃えないごみ (透明の袋)	30リットル	150円／10枚
	20リットル	100円／10枚



※指定ごみ袋は町内の販売店でお求めください

■資源ごみの分別収集・資源ごみ専用収集庫（ストックヤード）

毎月第1・2・3・4月曜日、火曜日または水曜日に、資源ごみの分別収集を実施しています。リサイクルの推進にご協力ください。

収集地区および曜日は「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」をご確認ください。

なお、収集場所は各分館の分館長などへご確認ください。

また、町ではごみの減量化およびリサイクルを推進するため、町内の家庭から出る資源ごみを常時持ち込むことができる施設として、町内3か所にストックヤードを設置しています。

曜日別資源ごみ収集品目

第1・3月曜日・火曜日・水曜日：缶（アルミ・スチール）、紙類（新聞、雑誌・その他紙、紙パック、段ボール）、古布

第2・4月曜日・火曜日・水曜日：びん（無色・茶色・緑色・その他の色）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装

ストックヤード設置場所

- ・里庄町役場（役場南側駐輪場）
- ・仁科会館（駐車場内）
- ・里庄町東公民館（駐車場内）



■粗大ごみの直接搬入・有料による粗大ごみ収集制度

町指定のごみ袋に入らないごみは、町では収集していませんので、処理場への直接搬入をお願いします。

また、処理場への直接搬入が難しい方のために、有料で粗大ごみを収集業者がごみステーションまたは自宅敷地内まで収集に来てくれる制度があります。

※家電リサイクル法対象品目など町で収集できないものは、直接搬入および有料による粗大ごみ収集制度による収集もできません。

※小型家電については、リサイクル事業を実施しています。（P.43参照）

直接搬入の方法および有料による粗大ごみ収集制度の申込み方法は、「里庄町家庭ごみの出し方ガイドブック」をご確認ください。町ホームページからダウンロードできます。



■家庭用生ごみ処理機器等設置補助制度

燃えるごみの大部分を占めるのが家庭からの生ごみです。家庭から出る生ごみの減量を目的として、電気式の家庭用生ごみ処理機器やコンポストなどの設置補助を行っています。

●補助対象者

- ・町内に住所を有すること
- ・町税などを完納していること



- ・町内に機器を有し、かつ、適正な管理ができること

●補助金額

電気式の家庭用生ごみ処理機器：機器 1 基につき、購入費用の半額（上限30,000円）
コンポストなど：機器 1 基につき、購入費用の半額（上限3,000円）

●補助基数

電気式の家庭用生ごみ処理機器：1世帯当たり 1 基まで

コンポストなど：1世帯当たり 2 基まで

※全ての機器などについて、購入補助制度利用後 5 年を経過している場合は、再度補助
購入に係る補助を受けることができます。

●必要書類

機器購入後に、申請書兼実績報告書、購入店での販売証明書などを町民課へ提出してください。様式は町ホームページからダウンロードできます。

■使用済小型家電の回収・リサイクル事業

家庭の携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電に含まれるレアメタルなどの貴重な資源を有効活用し、ごみの減量を図り、最終処分場の延命化を図るため、使用済小型家電の回収・リサイクル事業を行っています。

町内の公共施設に専用の回収ボックスを設置しています。

●回収ボックス設置場所（5か所）

- ・役場庁舎
- ・仁科会館（西公民館）
- ・東公民館
- ・里庄町立図書館
- ・老人福祉センター（中央公民館）



●回収する品目

- (1) 回収ボックス投入口（35cm × 15cm）に入る使用済小型家電
 (例) 携帯電話・PHS、ビデオカメラ、電話機、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、USBメモリ、電子辞書、DVDプレーヤー、ICレコーダ、カーナビ、カーオーディオ、携帯型ゲーム機、リモコン など
- (2) 回収ボックス投入口に入らない小型家電は町民課窓口で回収します。※開庁日のみ
 (例) プリンタ、家庭用パソコン、ミニコンポ、ビデオデッキ、電気掃除機、扇風機、炊飯器、電子レンジ、ジャーポット、空気清浄機 など

●注意事項

- ・携帯電話などの個人情報は事前に消去してください。
- ・一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。

- ・回収ボックスへの投入は、各施設の開館日・開館時間内にお願いします。
- ・事業活動に伴うものや家電リサイクル法対象品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は対象外です。

■水銀使用廃製品の拠点回収

里庄町では、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀使用廃製品の拠点回収を実施しています。

回収は、町民課窓口で行っています。 ※開庁日のみ

●回収する品目

蛍光管、蛍光灯、乾電池、ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計 など

●注意事項

- ・事業活動に伴うものは対象外です。
- ・充電式電池、LED電球、白熱球、電子式体温計、電子式血圧計などは対象外です。

■飼い犬の転入届

前の住所地で登録をしていた犬と一緒に里庄町に転入する場合は、飼い犬の転入届（登録事項変更届）を提出してください。



●手続きに必要なもの（登録事項変更）

- ・登録事項変更届 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・前住所地で交付された鑑札

※前の住所地で交付された鑑札と引き替えに町の鑑札を交付し、里庄町の台帳に登録します。

※前住所地で登録していない場合または新たに犬を飼い始める場合は、新規での登録が必要です。

●手続きに必要なもの（新規登録）

- ・犬の登録申請書 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・登録手数料 3,000円

※狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の一生涯に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

※ペット動物を飼う際には、マナーを守って、周囲の迷惑にならないようにしましょう。

■町営墓地

次の町営墓地の管理・運営を行っています。



●名称

里庄町営墓地「里庄町やすらぎ霊園」

●所在地

里庄町大字新庄5126番地2（県道大島中新庄線沿）

●総区画数

300区画（4m²：120区画、5m²：90区画、6m²：90区画）

●使用者決定済区画

169区画（4m²：62区画、5m²：45区画、6m²：62区画）

※令和7年4月1日時点

●使用できる方

町内に住所を有し、墓地を必要としている方

●使用料・管理料

使用料 1m²あたり110,000円

管理料 年額4,800円 ※3年度分を前納していただきます。

●使用者の募集

使用者の募集は随時行っています。

問合せ先 町民課 ☎0865-64-3112

空き家対策



■空家等除却支援補助制度

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化した危険な空き家住宅などを除却する方に、その経費の一部を補助しています。

●補助対象者 ※次のすべての条件を満たす方

- ・対象空き家の所有者またはその法定相続人で、それらの方の承諾を得た方
- ・町税などを滞納していない方
- ・暴力団または暴力団員ではない方

●補助対象事業 ※次のいずれかの事業

- ・空き家の除却工事を行うものであること
- ・除却工事および附帯工事（門扉、塀、立木などの撤去工事）を行うものであること

●補助金額

補助事業に要する費用の1／2以内の額（上限60万円）

●必要書類

事前相談後に、現地確認を行い、申請などを案内します。

様式は町ホームページからダウンロードできます。



■空き家情報バンク制度

空き家の有効活用を進めるため、町内に空き家を所有し、売買や賃貸を希望する方の物件をウェブサイトに登録、公開し、空き家の利用希望者を募集します。

様式は町ホームページからダウンロードできます。



●登録できる物件

- ・町内に存在し、現在、空き家になっている家屋で居住可能なもの
- ・登録申請する時点で、宅地建物取引業者と媒介契約を締結していないもの

●登録料

無料

※売買が成立した場合は、法令に基づく成功報酬を取扱業者へお支払いいただきます。

●注意事項

- ・物件登録者の氏名や連絡先などは仲介する宅地建物取引業者にのみお知らせします。
- ・町が空き家の買取りや借受け、補修などの維持管理を行う制度ではありません。
- ・町は空き家に関する情報提供を行いますが、物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約などには直接関与しません。

問合せ先 まち整備課 ☎0865-64-7216

■特定空家等の除却に係る固定資産税減免制度

住宅が建っている土地には、固定資産税を軽減する特例（住宅用地の特例）が適用されていますが、空家住宅を除却し更地になることで、住宅用地の特例の適用が解除されます。

住宅用地の特例解除後の固定資産税から、解除前の固定資産税の差額分を最大2年間減免することができます。

●減免の対象範囲 ※次のすべての条件を満たす特定空家等の跡地

- ・空家条例第2条第1項第4号に規定する特定空家等（特定空家になり得るものとして町長が認めるものも含む。）を除却したことにより固定資産税の住宅用地の特例の適

用が受けられなくなる土地であること

- ・特定空家等の跡地の所有者が個人であること

●減免の期間

特定空家等を除却した日の翌年度から最大2年間

●注意事項 ※次の場合は減免の対象になりません。

- ・特定空家等の跡地を営利目的で使用している場合
- ・特定空家等の跡地に別の家屋が建築されている場合
- ・売買などにより特定空家等の跡地の所有者が変わった場合
- ・特定空家等の跡地の所有者が町税などを滞納している場合 など

●必要書類

事前相談後に、申請などを案内します。

様式は町ホームページからダウンロードできます。



問合せ先 税務課 ☎0865-64-3113

上水道・下水道・浄化槽・し尿



① 上水道

■新たに水道を使うとき

新たに水道を使うときは使用開始届の提出が必要です。平日の業務時間内に電話などで上下水道課へご連絡ください。※休日対応はできません。

開栓にあたり、里庄町水道事業給水条例並びに里庄町水道事業給水条例施行規程が契約の内容です。詳しい内容については町ホームページをご覧ください。

開栓時には、メーター取付け手数料（660円）と予納金（口径13mmは3,200円、口径20mmは4,000円）を納入してください。



■引っ越しで水道の使用を中止するとき

引っ越しの3～4日前までに上下水道課へご連絡ください。届出がないと水道を使用されていなくても水道料金（下水道使用料）が発生します。お客様番号、住所・氏名、引っ越し日、転居先などをお知らせください。

閉栓時には、メーター取外し手数料（660円）、その日までの使用料、予納金の還付などの精算を行います。

※土日祝日および年末年始は対応できませんので、早めの連絡をお願いします。

■その他の変更

次のような場合は、上下水道課で変更の手続きを行ってください。

- ・名義が変わるとき

※所有者が変わる場合は、所有者の変更を証明できるもの
(売買契約書の写しなど)が必要です。

- ・金融機関や口座番号を変更するとき



■水道料金

水道料金は2か月ごとに検針を行い、使用水量をもとに料金を算出します。検針は偶数月に行います。

●水道料金

(1か月あたり税込)

口径	基礎料金	水量料金(1m³あたり)	
13mm	880円	1m³から10m³まで82.5円	10m³を超えるもの176円
20mm	1,100円		

■水道料金の支払方法

水道料金の支払方法は、納付書払いまたは口座振替です。

納付書払いの方は、コンビニ、スマートフォン決済、町指定金融機関または上下水道課でお支払いいただけます。

口座振替を希望される場合は、町指定金融機関または上下水道課へ口座振替申込書を提出してください。※口座振替の方は110円（税込）の割引サービスの適用が受けられます。

口座振替が可能な町指定金融機関

中国銀行、広島銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、笠岡信用組合、

晴れの国岡山農業協同組合、ゆうちょ銀行

■給水工事を行うとき

給水工事を行う場合は、上下水道課または町指定給水装置工事事業者にご相談ください。
町指定給水装置工事事業者は、町ホームページをご確認ください。



■水道の故障・漏水

漏水の発見は、水道メーターのパイロットをご確認ください。

ご家庭の蛇口をすべて閉めてパイロットが回っていたらどこかで漏水している可能性があります。早めに漏水の調査を行い、町指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

※道路などの漏水を発見した場合は速やかにご連絡ください。



パイロット

② 下水道

■下水道使用料金

水道を使用されているご家庭や事業所から流した汚水は、下水管を通って下水処理場に集められ、きれいな水にして海や川へ戻します。

このために、下水処理場の運転経費や、下水管の清掃・修繕経費およびその建設費の一部として負担していただくのが下水道使用料です。

●下水道使用料

(1か月あたり税込)

排除した汚水の量	料金
50m ³ まで	1m ³ あたり165円
50m ³ を超えるもの	1m ³ あたり170.5円

※下水道使用料は、水道水を使用した場合は水道の使用水量とし、水道料金と一緒に納めていただきます。

■排水設備工事を行うとき

排水設備工事を行う場合は、上下水道課または町公共下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

指定工事店については、町ホームページをご確認ください。



■下水道の正しい使い方

下水道は、自然や皆様の生活環境をより良くするための公共財産です。里庄町の下水道は分流式のため、下水道管には絶対に雨水を流さないでください。

下水を流すときには、故障の原因となるような物を流さないでください。一人一人が十分注意して、大切に正しく使用してください。

【使用上の注意事項】

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようにしましょう。
- ・台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。
- ・天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないようにしましょう。
- ・有害物質を流さないようにしましょう。



問合せ先 上下水道課 ☎0865-64-3115

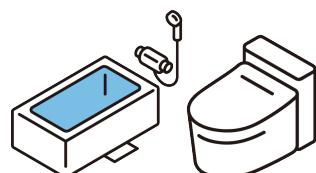
③ 净化槽

■浄化槽設置整備事業補助金制度

快適な生活と河川を守り、美しい環境をつくるため、浄化槽（合併処理浄化槽）を新しく設置する方に、その経費の一部を補助しています。

●対象区域

町内全域 ※下水道の認可区域を除く



●補助限度額

5人槽：332,000円 ※延べ床面積130m²以下

7人槽：414,000円 ※延べ床面積130m²超

10人槽：548,000円 ※2つ以上の台所と風呂の設置（二世帯住宅）

※人槽は、日本工業規格「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」をもとに計算します。

●単独処理浄化槽または汲み取り槽の加算

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して、120,000円を限度として上記の補助限度額に加算します。

また、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事が行われる場合の費用に相当する額を300,000円を限度として、上記の補助限度額に加算します。

最後に、汲み取り槽の撤去に要する費用に対して、90,000円を限度として上記の補助限度額に加算します。

●注意事項

- ・国の内示基数枠のみ補助金を交付します。
- ・交付申請などの手続きの詳細、下水道の認可区域などについては、上下水道課へご確認ください。
- ・浄化槽の設置後は、許可を受けた浄化槽保守点検業者および清掃業者に管理を依頼し適正な維持管理に努めてください。

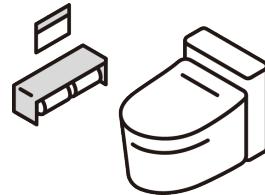
問合せ先　上下水道課 ☎0865-64-3115

④ し尿汲み取り

し尿の汲み取りを希望する場合は、次の許可業者へ直接申し込んでください。

●許可業者

(有)浅口清掃センター (里庄町里見) ☎0865-64-2277
(株)クリーン・システム (倉敷市玉島) ☎086-522-5100



●汲み取り料金

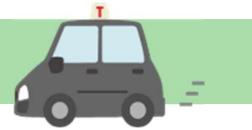
10㍑につき80円

※10㍑に満たないときは10㍑とみなします。

※この料金に消費税は含んでいません。

問合せ先　町民課 ☎0865-64-3112

タクシー料金助成事業



①高齢者タクシー料金助成事業



■対象者要件

①75歳以上

※身体障害者手帳1級または2級を所持している場合は、70歳以上

②運転免許証（原付・二輪を含む）を所持していないこと（返納していること）

③里庄町（在宅）で生活していること など

■交付内容

対象者1名につきタクシーチケット500円×月5枚

¥500

交付例 4月中に申請する場合 500円分×5枚×12月=30,000円分

※タクシーチケットの有効期限は、交付した年度の年度末までです。申請のあった月から有効期限までの枚数をまとめて交付します。

■申込方法

申請書に必要事項をご記入のうえ、企画商工課へ郵送またはお持ちください。

申請書は、町ホームページに掲載、企画商工課の窓口に設置しています。

■留意事項

※タクシーチケットは、町に登録するタクシー事業者でのみ使用することができます。詳細は、町ホームページをご確認ください。

※タクシーチケットの交付は同一年度で1回に限ります。計画的にご利用ください。



②子育て世帯応援タクシー料金助成事業



■対象者要件

母子健康手帳の交付を受けている妊婦

3歳以下の乳幼児の保護者 など

■交付内容

タクシーチケット500円×月5枚

¥500

交付例 4月中に申請する場合 500円分×5枚×12月=30,000円分

※タクシーチケットの有効期限は、交付した年度の年度末までです。

ただし、乳幼児が4歳を迎える場合、乳幼児が4歳を迎える月の月末が有効期限です。

※申請のあった月から有効期限までの枚数をまとめて交付します。

■申込方法

申請書に必要事項をご記入のうえ、企画商工課へ郵送またはお持ちください。
申請書は、町ホームページに掲載、企画商工課の窓口に設置しています。

■留意事項

- ※タクシーチケットは、町に登録するタクシー事業者でのみ使用することができます。詳細は、町ホームページをご確認ください。
- ※タクシーチケットの交付は同一年度で1回に限ります。計画的にご利用ください。



問合せ先 企画商工課 ☎0865-64-3114



各種相談

① 無料法律相談（要予約）

弁護士による無料法律相談を実施しています。法律問題でお悩みの方はご利用ください。相談を希望される方は、事前予約が必要です。開設日の1か月前から受付を開始しますので、電話でお申し込みください。開設日時については、町ホームページをご覧ください。
※相談は年度内に1回限り（30分以内）とします。
※町行政、医療に関する相談などはお受けできません。

② 行政相談・なやみごと相談（予約不要）

行政相談委員および人権擁護委員による行政相談・なやみごと相談を実施しています。道路・福祉・行政手続などの問題、いじめ、DV、隣近所、差別、その他心配ごとなどの相談に応じます。相談は無料で申込みも不要です。秘密は守られます。開設日時については、町ホームページをご覧ください。



問合せ先 企画商工課 ☎0865-64-3114

その他の手続き



■電気

中国電力お引越し受付サービス

中国電力カスタマーセンター ☎0120-412-788 (引越受付)
(倉敷営業所) ☎0120-412-717 (問合せ)



■電話

N T T 西日本 局番なしの「116」へご連絡ください。

■ガス

各ガス会社へご連絡ください。

■ケーブルテレビ (笠岡放送(株) ゆめネット)

ケーブルテレビの視聴をご希望の方は、笠岡放送(株)へお申し込みください。
笠岡放送(株) ☎0865-63-6181

■郵便局

住所を変更する場合は、郵便局で転居届の用紙を受け取り、里庄郵便局へ提出するか、必要事項を記入してポストへ投函してください。受理されて1年間は転送されますので、その間に住所移転の手続きをお願いします。

■運転免許証

住所を変更する場合は、新住所を確認できる書類（住民票の写しの原本など）をお持ちのうえ、最寄りの県下警察署または運転免許センターで手続きしてください。

岡山県警玉島警察署（管轄） ☎086-522-0110

岡山県警笠岡警察署 ☎0865-63-0110

岡山県運転免許センター ☎086-724-2200

里庄町の主な施設

■里庄町立図書館（里庄町大字里見2621 ☎0865-64-6016）

平成5年に完成した里庄町立図書館は、蔵書数163,331冊（令和5年度末現在）となっています。幼児対象のおはなし会や、本に親しんでもらえるイベントなど、様々な企画が開催されています。

開館時間

- ・4～11月：9:00～19:00
- ・12～3月：10:00～18:00

※日曜日・祝日は9:00～17:00まで

休館日

火曜日、第3日曜日、月末、年度末整理日

※月末が火曜日の場合は月曜日

蔵書点検期間（3月）、年末年始、夏まつり里庄・産業文化祭開催日



■里庄総合文化ホール「フロイデ」（里庄町大字里見1107-2）

平成2年に誕生したホールで、愛称の「フロイデ」はドイツ語で「歓び」を意味しています。洗練された近代的な建物で、館内には1,012人収容の大ホールがあり、コンサートや講演会が開催されています。

催事などの詳細については、教育委員会事務局（☎0865-64-7212）へご確認ください。



●里庄町歴史民俗資料館（里庄町大字新庄2405 ☎0865-64-5465）



里庄町の歴史、民俗、産業などに関する資料（出土品、古文書、大原焼、農具、生活用具など）を展示し、これまでの里庄町について紹介しています。また、仁科芳雄、小川郷太郎両博士に関する資料も展示しています。

開館時間：9:00～16:00

開館日：第1・第3日曜日

入館料：無料

●仁科芳雄博士生家（仁科邸）（里庄町大字浜中717）

仁科芳雄博士が誕生し、幼少時代を過ごした実家は、保存を目的として解体修理を施し、原型そのままに修復した後、一般に公開しています。建物の建築年代は江戸時代後期のものと推定され、建築史においても大変興味深い存在となっています。

建物内には仁科博士の幼少時代の手紙や絵など貴重な資料を展示しています。

また、毎年3月第2日曜日に、庭園内の梅を愛でる「観梅会」が開催されます。

開邸時間：10:00～16:00

開邸日：毎週日曜日 ※12/28～1/4は休邸

入邸料：無料



●仁科会館（里庄町大字浜中892-1 ☎0865-64-4888）

世界的物理学者「仁科芳雄博士」に関する諸資料などを展示・公開しています。会館内には、仁科博士に関する諸資料の展示のほか、図書室、研修室などが設けられています。

この施設を拠点として、ロボットコンテスト、理研セミナー、科学講演会などが開催されます。

開館時間：9:00～17:00

休館日：月曜日、第3日曜日 ※12/29～1/3は休館

入館料：無料



●つばきの丘運動公園（里庄町大字里見2392 ☎0865-64-7266）



平成21年に完成した「つばきの丘運動公園」には、多目的グラウンドやウォーキングコース、こども広場、瀬戸内海まで眺望できる展望デッキなどが設けられています。

グラウンドの使用については、公園管理事務所へお申し込みください。

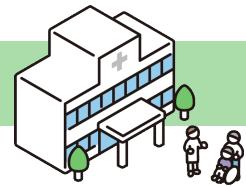


施設マップ



町内の医療機関

診療日・診療時間などは
各医療機関へご確認ください。



■病院・診療所・眼科

医療機関名	所在地	連絡先
① 国定病院	里庄町大字浜中93-141	0865-64-3213
② にいつクリニック	里庄町大字新庄2929-1	0865-64-3622
③ 磯川内科医院	里庄町大字新庄1388	0865-64-2001
④ 鴨方整形外科	里庄町大字里見5276	0865-44-6252
⑤ なかむら眼科	里庄町大字新庄5341-1	0865-64-2222

■歯科

医療機関名	所在地	連絡先
⑥ 宮部歯科医院	里庄町大字浜中93-169	0865-64-5000
⑦ 原田歯科医院	里庄町大字新庄グリーンクロス1-4	0865-64-5158
⑧ さだかね歯科医院	里庄町大字里見9283-6	0865-64-6187
⑨ えだき歯科医院	里庄町大字里見6228-3	0865-64-4582

医療機関マップ



里庄町役場お問合せ先一覧（直通電話番号）



夜間・休日	0865-64-3111	平日の17：15～翌日8：30および休日 ※すべての番号が宿日直に転送されます。
-------	--------------	---------------------------------------------

■里庄町役場

課室名	電話番号	主な業務
総務課	0865-64-3111	職員採用、庁舎・町有財産の管理、財政、消防・防災、情報公開、入札・契約手続、選挙事務、町営駐車場管理、情報政策
		会計処理業務
町民課	0865-64-3112	住民票、戸籍、印鑑登録、外国人住民関連事務、パスポート、公的個人認証、個人番号カード（マイナンバー）、埋火葬・火葬場使用許可、後期高齢者医療、国民健康保険（資格・給付）、国民年金、犬の登録・死亡届、狂犬病予防事業、環境衛生、家庭ごみ収集、し尿汲み取り、リサイクル事業、公害防止、墓地
税務課	0865-64-3113	町県民税、法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税種別割、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町税等の徴収、納税相談、原動機付自転車の登録・廃車
企画商工課	0865-64-3114	公聴広報、商工業振興、観光振興、公共交通、交通安全、防犯対策、消費生活相談、ふるさとづくり寄附金、統計調査、人権啓発、法律相談受付、コミュニティ振興
農林建設課	0865-64-7213	建築、開発行為の調整、官民境界立会、道路・水路等占用許可の申請、町営住宅の維持管理および家賃徴収、町道・河川・ため池等の整備および維持管理、交通安全施設の整備および維持管理、里庄町土地開発公社、つばきの丘運動公園の維持管理
	0865-64-7214 (建設担当)	※多目的グラウンドの使用については、つばきの丘運動公園管理事務所（0865-64-7266）へ連絡してください。

課室名	電話番号	主な業務
農林建設課	0865-64-7215 (農林担当) (農業委員会事務局)	農林業振興、畜産、有害鳥獣対策、農地貸借、農地転用、農業振興地域の整備、地域特産品振興
上下水道課	0865-64-3115	上水道事業、公共下水道事業、家庭用合併処理浄化槽
健康福祉課	0865-64-7232 (福祉・介護担当)	社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、特別児童扶養手当、生活保護、民生委員会、介護保険、地域包括支援センター
	0865-64-7211 (子育て支援・保健担当)	保育所、児童手当、児童扶養手当、子ども医療、ひとり親家庭等医療、健（検）診、健康教育・健康相談、健康増進、母子保健、精神保健、愛育委員会、栄養改善協議会、予防接種、献血、児童虐待防止、こども家庭センター
まち整備課	0865-64-7216	都市計画、空き家対策、定住促進、駅周辺施設整備
教育委員会事務局	0865-64-7212	学校施設の管理、幼稚園・小学校・中学校への入学の手続き、就学援助、教育相談、公民館活動、生涯学習の推進、スポーツ振興、青少年健全育成、文化ホール・学校施設（体育館・運動場）の利用申請、文化財保護
議会事務局	0865-64-7217	議会全般

■外部団体（外郭団体）

団体名	電話番号	主な業務
(社福)里庄町社会福祉協議会	0865-64-7218	地域福祉、ふれあいサロン、子育てひろば「げんキッズ」、募金運動の推進（日本赤十字社・共同募金・歳末たすけあい募金）、ボランティアセンター、福祉用具の貸出（車椅子・チャイルドシート）、一人暮らし高齢者配食サービス、手話講座、日常生活自立支援事業、就労継続支援B型事業所 里庄町「四つ葉の家」、里庄町放課後等デイサービス事業所「ぱかぽか」、障害福祉相談支援事業

団体名	電話番号	主な業務
(公社)里庄町シルバー人材センター	0865-64-5901	シルバー人材派遣事業

■町の主な施設

施設名	電話番号	施設名	電話番号
介護老人保健施設 里見川荘	0865-64-6111	里庄中学校	0865-64-2004
図書館	0865-64-6016	里庄東小学校	0865-64-2013
中央公民館 (老人福祉センター)	0865-64-7219	里庄西小学校	0865-64-2012
西公民館（仁科会館）	0865-64-4888	里庄東幼稚園	0865-64-2379
東公民館	0865-64-4123	里庄西幼稚園	0865-64-2202
福祉会館	0865-64-7212	つばきの丘運動公園	0865-64-7266

■外部団体（外郭団体）の主な施設

施設名	電話番号	施設名	電話番号
就労継続支援B型事業所 里庄町「四つ葉の家」	0865-64-1070	里庄町放課後等 デイサービス事業所 「ぽかぽか」	0865-75-0470
里庄町社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所	0865-75-0355		

メモ

里庄町くらしのガイドブック

発行日：令和7年4月1日

発 行：里庄町企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2

☎:0865-64-3114 FAX:0865-64-3126

URL:<https://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/3/6418.html>



※本ガイドブックは、令和7年4月1日現在の情報を掲載していますが、制度などが変更されていることがありますので、詳細は担当部署へご確認ください。